

大和市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第10号

大和市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例
(大和市市税条例の一部改正)

第1条 大和市市税条例(平成2年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「小型軽自動車」を「小型自動車」に改め、「の種別割(以下「種別割」という。)」を削る。

第30条の2を削る。

第31条(見出しを含む。)、第32条(見出しを含む。)、第33条の見出し及び同条第1項並びに第34条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第35条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条第1項第3号中「、法第328条の7第1項又は法454条」を「又は法第328条の7第1項」に改める。

附則第9項から第11項までを削る。

附則第12項の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第1号中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第2号中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第3号中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項第4号を削り、同項を附則第9項とし、附則中第13項を第10項とし、第14項から第25

項までを3項ずつ繰り上げる。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和33年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例

第1条中「の種別割(以下「種別割」という。)」を削る。

第2条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第463条の18第1項」を「第451条第1項」に改める。

第3条及び第4条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。